

水戸地方裁判所委員会（第14回）議事概要

1 開催日時 平成21年5月20日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 水戸地方裁判所南館裁判員候補者待機室及び評議室

3 出席者 （委員）

市村陽典、小田部卓、紙屋克子、鈴木慶子、野口芳男、真山淑枝、

山口潔、横田由美子、渡邊昭（敬称略）

（春日偉知郎、河村潤治、久保浩、都築民枝の各委員は欠席）

（事務局）

五十嵐満事務局長、中野正男民事首席書記官、

繁田隆志刑事首席書記官、布施敏幸事務局次長、

畠山英樹総務課長

4 議事概要

（1）全体概要

ア 新任の市村委員（平成21年4月20日付け選任）及び鈴木委員（平成21年4月21日付け選任）の自己紹介

イ 加藤新太郎委員長の転出に伴う新委員長の互選

市村陽典委員（水戸地方裁判所長）を選任

ウ 「裁判員制度スタート前夜－裁判員制度の準備と意気込みー」について、
水戸地方裁判所鈴嶋晋一判事、水戸地方検察庁上本哲司検事、弁護士である
横田委員及び渡邊委員の法曹三者から説明が行われた。説明の要旨は次のと
おりである。

（ア）水戸地方裁判所鈴嶋晋一判事の説明

ア 裁判員候補者の方には、午前9時30分までに裁判所に来ていただき、
候補者待機室において、オリエンテーションを午前10時から受けいた
だく。その後、質問手続を午前10時30分から午前11時までの間で

行い、裁判員及び補充裁判員の発表を午前11時30分に行う予定となっている。裁判員に選ばれなかつた方については、午後零時くらいまでに手続が終わる予定にしている。裁判所に来ていただいてからオリエンテーションまでの間に、当日質問票の記載をしていただくほか、旅費などの支給に関する手続を行っていただくことになる。

- b 質問手続は、質問手続室において裁判長が候補者に質問するが、質問の内容としては、事前質問票や当日質問票の内容の確認であり、候補者の資質や能力、考え方に関する質問はしない。辞退の申し出がある方については、1人ずつ個別に質問するが、裁判員になるのに差し支えがない方については、5人1組で質問を受けていただく予定である。質問手続が終わると、質問手続室で、事件と候補者との関係の確認、辞退を認めるかどうかの判断、理由なし不選任の請求等の手続を行い、パソコンで抽選することになる。抽選結果の発表後、裁判員及び補充裁判員には質問手続室において宣誓していただくことになる。
- c 評議の仕方については、検察官、弁護人双方の主張、立証に即した形で、双方の主張を評価するという方法で、第三者的な判断者に徹することが重要ではないかと感じている。

なお、音声認識システムは、評議において、法廷での供述内容を確認できるので、裁判員のメモをとる負担を軽減することができると考えている。また、量刑評議の際には被告人の犯した犯罪と刑罰のバランスが取れていなければならないが、日本の場合、法定刑の幅が広く、具体的にどのような刑がバランスが取れている、あるいは取れてないのか、量刑の幅を具体的に意識してもらうために、量刑検索システムを利用することとなる。

(イ) 水戸地方検察庁上本哲司検事の説明

水戸地検における準備状況としては、1分かりやすく、かつ、迅速な検

察官立証、2それを実現させるための検察庁内部での組織あるいは体制作り、3広く国民に裁判員制度を理解していただくための広報活動を行ってきた。

1について、具体的に工夫した点は、基本的に法律知識が十分でなかつたり、刑事裁判に直接関わったことのない一般の方が参加するので、まずは、分かりやすい裁判にしなくてはならないと考えており、簡単な表現ができる限り用いることを考えている。法律用語自体が難しい用語を使用しており、例えば、「ナイフを持っていた」というのを法律用語では「所携（しょけい）のナイフ」、「飲み込む」というのを「嚥下（えんか）」というが、こういった法律用語を使用しないで、分かりやすい用語に変えていくことを考えている。

また、検察官が立証しようとする事実を一般の方に理解していただくために、実際の法廷の検察官、弁護人席の頭上にあるモニターに、文字情報や映像といった証拠の内容を映し出して、できる限り様々な形で情報提供していく。

次に迅速化といった点では、供述調書や実況見分調書など、多いもので100枚を超える場合もあるので、供述調書はなるべく短くし、実況見分調書も写真や図面に限定して、写真や図面で証拠が足りるものは文字化はしない。

2については、従来の組織体制では、1の対応が難しいので、今年から公判専従係及び捜査専従係という組織を設け、公判専従係の内の2名が裁判員裁判を担当する。ただし、公判担当のみでは十分な対応はできないので、捜査専従係を3班に分け、その内の2班が裁判員裁判の捜査をし、公判専従係と共に公判対応をする。

3については、企業、学校、講演会への出張講義及びイベント等でのパンフレット配布といった広報活動を行い、これらすべてを合わせ1年間で

約600件を行ってきた。今後も行っていく予定である。

裁判員制度というのは、専門家だけではなくて、地域社会に生活する方が参加する制度である。義務というよりも与えられた権利と思っていただけのような広報活動を行っていきたい。

(ウ) 横田委員、渡邊委員の説明

弁護士会における裁判員制度の準備状況は、1 刑事弁護研修を平成21年3月23日に、日弁連より講師2名を招いて実施した。2 法廷弁護技術研修を平成20年11月25日に、日弁連より講師2名を招いて裁判員裁判に向けた実演型研修として実施した。3 裁判員裁判の弁護人活動に関する研修会を平成20年11月10日に、茨城県弁護士会の弁護士3名を講師として実施した。4 日弁連特別研修を平成19年7月12日、平成20年3月17日、同年9月27日、同年11月19日、平成21年3月25日、同年3月26日に行った。平成22年1月にも裁判員裁判に関する研修を予定している。

茨城では、水戸でしか裁判員裁判が行われないので、例えば、土浦支部で起訴前の勾留をされた場合でも、結局は水戸に起訴して裁判員裁判を行うことになるので、支部の感覚としては、今ひとつ現実感がなくどうやつていいのか反応が鈍い。

裁判員制度施行に当たって、分かりやすく、かつ、迅速な裁判というのが優先されているが、分かりやすく、かつ、迅速にできればベストだが、基本的には早ければいいというものではないと感じている。あまりにも早く進み過ぎて被告人が言いたいことを言えないということは避けていきたいと感じている。これらを念頭に置いて裁判員制度に臨んでいきたいと思っている。また、これからどのように裁判員制度を育てていくかが重要であると感じている。

エ 事務局及び刑事部において、実際の法廷及び評議室を使用し、音声認識シ

ステム、量刑検索システムの実演、説明が行われた。

(2) 意見交換の概要

- ・一般の方は、自分が選ばれたらどうしようと考えており、大半が否定的で、まだあまり意識がない状態である。裁判員制度は地域社会での住民の権利などの説明があったが、そこまでは、一般の方の意識が上がってきていません。広報活動をする際、ただ説明をするだけでなく、「これからより良い制度と一緒に作り上げていきましょう」と呼びかけて協調したらどうか。
- ・裁判員制度を国民の義務として意識を高めていくには、学校教育で取り扱ってもらうとよいのではないか。
- ・メディアを含めて裁判員制度を決めることについては、反対意見もあると報道されているが、中身が分かる形で現場の記者と意見を交わすことにより、より良い方向に持っていくのではないかと感じている。
- ・検察官が強く立証したいようなことなどは、アニメーションなどを使用して心理的な作用を利用するのか。
- ・音声認識システムを利用する場合において、法廷内のマイクはどの程度の大きさの声まで拾うことができるのか。
- ・音声認識システムの使用中に停電になった場合の対処はどうするのか。
- ・音声認識システムは、後で法廷で供述した内容を確認できると言ったが、一般人としては、後で確認できるということでそれに頼ってしまうおそれがあるのではないか。そういうことを含め、一般の方の不安材料がなくなるようにしてもらいたい。
- ・量刑検索システムのデータはいつ頃からのデータが検索できるのか。

5 次回期日等

(1) 平成21年11月24日(火)午後1時30分

(2) 次回意見交換テーマ

ア 裁判員制度の実施状況

イ その他